

船舶事故調査報告書

平成25年2月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年7月15日（日） 15時30分ごろ
発生場所	広島県呉市蒲刈港 蒲刈港丸谷外防波堤灯台から真方位059° 300m付近 （概位 北緯34° 11.8′ 東経132° 41.1′）
事故調査の経過	平成24年7月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 生保丸、5トン未満 270-29236 広島、個人所有 6.8m (Lr) × 1.9m × 0.7m、FRP ディーゼル機関、63.25kW、昭和59年11月 B プレジャーボート Going Merry、2.1トン 270-44678 広島、稲田産業有限会社 7.71m (Lr) × 2.19m × 0.73m、FRP ガソリン機関、147.1kW、平成15年2月 C プレジャーボート 美天丸、5トン未満 270-36024 広島、個人所有 5.38m (Lr) × 1.95m × 0.87m、FRP ガソリン機関、44.13kW、平成3年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 84歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年5月20日 免許証交付日 平成24年3月14日 （平成29年5月19日まで有効） B 船長B 男性 43歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年9月19日 免許証交付日 平成20年9月19日 （平成25年9月18日まで有効） C 船長C 男性 61歳 二級小型船舶操縦士

	免許登録日 平成20年6月2日 免許証交付日 平成20年6月2日 (平成25年6月1日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷中央部に亀裂及び後部オーニング支柱に曲損 C 後部オーニング支柱に曲損
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、蒲刈港内の天神鼻南東方沖での釣りを終え、平成24年7月15日15時27分ごろ帰途についた。</p> <p>船長Aは、釣り場を発進するとき、周囲を見て前方に他船はいないものと思い、右舷前方を見ながら約5～6ノットの対地速力で手動操舵により北進中、15時30分ごろ、蒲刈港丸谷外防波堤灯台から真方位059°300m付近において、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、14時30分ごろから蒲刈港内の天神鼻東方沖で漂泊して釣りをを行い、衝突数分前、機関を中立として船首を西に向けて漂泊していたとき、釣り仲間のC船がB船の右舷側に近寄ってきた。</p> <p>船長Bは、右舷船尾甲板で船長Cと雑談していたところ、左舷甲板で釣りをしていた同乗者が声を上げたので、左舷方を見ると至近にA船を認め、急いで機関を前進にかけたが、B船の左舷中央部とA船の船首部とが衝突し、続いてB船の右舷側とC船の右舷側とが衝突した。</p> <p>C船は、船長Cが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、衝突数分前、B船の右舷側至近に船首を東に向けて漂泊し、船長Cが、右舷船尾甲板で船長Bと雑談していたところ、B船から衝撃音が聞こえた後、B船が近づいてきたので、機関を後進にかけたが、C船の右舷側とB船の右舷側とが衝突した。</p> <p>3隻は、共に呉市川尻港に自力で入港し、船長Cが海上保安庁に連絡した。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 なし
その他の事項	<p>船長Aは、蒲刈港から呉市呉港仁方区に帰港するときは、東側（右舷側）から西側に向けて航行する船舶をよく見掛けていたので、本事故当時も注意して右舷前方を見ていた。</p> <p>船長A、船長B及びB船同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長C及びC船同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>A船及びB船は、汽笛がなかった。</p>
分析 乗組員等の関与	A あり、B あり、C あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし、C なし A なし、B なし、C なし</p> <p>A船は、蒲刈港内の天神鼻東方沖を北進中、船長Aが、前方に他船はいないものと思い込み、右舷前方を見ながら航行し、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に接近していることに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、蒲刈港内の天神鼻東方沖において漂泊中、船長Bが、B船の右舷側で漂泊していたC船の船長Cと雑談しており、見張りを行っていなかったことから、同乗者の声で左舷方至近に接近したA船に気付き、機関を前進にかけたが、A船と衝突し、続いてC船と衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、蒲刈港内の天神鼻東方沖においてB船の右舷側で漂泊中、船長Cが、船長Bと雑談しており、見張りを行っていなかったことから、A船とB船とが衝突してA船に気付き、A船との衝突を避けようとしたB船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、蒲刈港内の天神鼻東方沖において、A船が北進中、B船及びC船が漂泊中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長Bと船長Cとが雑談しており、両船長が見張りを行っていなかったため、A船とB船とが衝突し、続いてB船とC船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行い、漂泊中は、接近する船舶があれば、早めに音響信号を行うなどして注意を喚起すること。 ・ 救命胴衣を着用すること。